

令和8年5月29日

周防大島町長 藤本 浄孝 様

周防大島町特別職報酬等審議会

会 長

新山玄雄

周防大島町特別職の報酬等の額について（答申）

令和8年2月6日付けで諮問のありました町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申します。

記

1 答申内容

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

現行の額を据え置くことが適当である。

(2) 議会の議員の報酬の額について

次のとおり改定することが適当である。

ア 報酬の額

区 分	現 行 (月 額)	答 申 (月 額)	改 定 額
議 長	282,000円	310,000円	28,000円
副 議 長	226,000円	252,000円	26,000円
常 任 委 員 長	214,000円	239,000円	25,000円
議 会 運 営 委 員 長	214,000円	239,000円	25,000円
特 別 委 員 長	206,000円	239,000円	33,000円
議 員	206,000円	230,000円	24,000円

イ 改定の時期

令和9年4月1日

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和8年3月10日

第2回審議会 令和8年4月30日

第3回審議会 令和8年5月29日

3 審議内容

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長、副町長及び教育長の給料の額は、平成16年10月1日の合併時から20年近く改定されていない状況の中、適正な額を審議するに当たり、審議会資料に基づき議論を行った。

現在の物価上昇等の社会情勢、一般職の給料表の改正状況、県内自治体及び近隣類似団体との比較状況について審議を行い、町長、副町長及び教育長の給料の額については低いものではなく、現行の額を据え置くことが妥当であると判断した。

(2) 議会の議員の報酬の額について

議員報酬は、周防大島町合併以来20年間、消費者物価指数が17.21%上昇するなかで、合併当時の設定額のままで推移してきており、類似団体（Ⅲ-0）議員報酬と比較してもかなり低い位置にあることなどから、議員報酬水準の引上げはやむを得ない対応であると考えられる。しかし、現状における周防大島町の財政状況がかなり厳しい状況にあることを併せ考えると、議会からの引上げ要請に対しては抑制気味に対応せざるを得ず、合併協議会における「特別職の報酬については、現行の報酬額および同規模の自治体の報酬額を参考に調整する」との確認事項に沿って、類似団体（Ⅲ-0）における議員報酬の状況を参考基準とし、類似団体36団体の中間位置程度の報酬水準（230,000円）に引上げる調整対応を行うこととする。

なお、特別委員会委員長に係る報酬を、議会運営委員長および常任委員会委員長の報酬と同額にて新設する。

ただし、議会運営委員長および常任委員会委員長が特別委員会委員長を兼務する場合は、特別委員会委員長の報酬を支給しない。

議員報酬月額答申案：230,000円（現行報酬比24,000円増加、増加率11.7%）

議員報酬の町長報酬に対する割合：29.41%

（現行議員報酬の町長報酬に対する割合：26.34%、類似団体平均値：29.51%）

(3) 改定の時期について

令和9年4月1日からとするのが適当である。

4 附帯意見

(1) 政務活動費の導入（検討）

議会提出の要望書において、「高度な技術力を有する専門職として議員を育成する観点からも議員報酬を大胆に見直し」とあるように、質の高い議員を育成するための取り組みが求められるため、その一環として、政務活動費の導入を検討いただくことを提案します。政務活動費は、議会議員が調査研究や政策立案などを行う際の重要な財源であり、質の高い政策の実現を支えるために欠かせないものです。議員報酬だけでは十分でない部分を補う役割があるため、より効果的な制度設計を検討する意義は大きいと考えられる。

(2) 特別職報酬等審議会の短い期間での定期開催

日々変わりゆく社会経済情勢や周防大島町の財政事情を鑑みて、特別職の報酬を適切な水準に維持するために短い期間で定期的を開催することが望ましいと考えられる。

(3) 厳しい行政運営の改善

当町では、人口減少や高齢化率の増加に伴い、歳入の著しい減少と事業規模の拡大による歳出の増加が生じており、厳しい行政運営を余儀なくされています。このような状況下において、町長をはじめとする執行部および議会議員の責任は一層増大しているのが現状です。執行部および議会議員の皆様には、引き続き適切かつ効率的な行政運営に努めていただきたく存じます。

以上、審議会の附帯意見として付するものとする。